

農地法第3条の許可申請に必要な書類

必要書類	部数
○共通書類	
農地法第3条の規定による許可申請書(2部とも押印してください。)	2部
土地の全部事項証明書(発行後3か月以内)	2部
付近見取図 縮尺1/500から1/2000程度	2部
通作経路図(縮尺1/1万から1/2万)譲受人の自宅から申請地までの経路を朱書きすること。	2部
○土地の全部事項証明書に記載の所有者の住所が現住所と異なる場合 住所の沿革がわかる下記のもの	
住民票の写し、又は、戸籍の附票の写し(発行後3か月以内)	2部
○譲受人、借人が必要な書類	
住民票の写し(譲受人又は借人の世帯員全員・生年月日・続柄が記載されたもの、発行後3か月以内)	2部
農作業に従事する2親等以内の親族を世帯員等を含める場合は、戸籍抄本が必要	2部
○代理の方が申請、許可書の受け取りを行う場合	
委任状(委任者の印は、農地法許可申請書の印と同じものを押印すること) 申請を第三者に委任する場合は、譲受人、譲渡人双方からの委任状が必要	各2部
○譲受人、借人が市外居住者である場合	
耕作証明書(住所地の農業委員会で発行・発行後3か月以内)	2部
○賃借権又は使用貸借権を設定する場合	
賃貸借又は使用貸借契約書の写し	2部
○土地の相続登記がされていない場合	
戸籍謄本等相続関係書類(原本還付が必要な場合は、写しも同時に提出)	2部
○譲受人、借人が法人の場合	
法人の登記事項証明書(発行後3か月以内)	2部
定款(寄付行為)の写し(原本と相違ない旨の法人の代表者の認証印及び認証日の記載が必要)	2部
事業計画書	2部
○申請地がほ場整備中である場合	
土地改良区証明書	2部
ほ場整備事業に係る誓約書	2部
○譲渡人が農業者年金を受給する場合	
譲受人又は借人の戸籍の全部事項証明書(発行後3か月以内・後継者の確認のため)	2部
○申請地が土地区画整理事業中の区域内の土地の場合	
仮換地証明書	2部

※農地法許可申請書以外の添付書類の1部は、コピーで結構です。

※申請書類の作成については、堺市農業委員会事務局(直通072-228-6825)までお問い合わせください。